千剣連第１１３号

令和４年１月２８日

　各役員・地区連盟会長　様

一般財団法人　千葉県剣道連盟

会　長　　忍　足　　功

剣道六・七・八段審査会の実施について

　みだしのことについて、別添要項のとおり京都及び愛知に於いて実施されます。

各地区連盟にあっては会員に周知せられ、下記により受審手続きをお願いします。

記

１　申込方法等

　（１）様式　　各連盟一括所定申込書によること。

　（２）申込先　　〒263-0024　千葉市稲毛区穴川2-3-20　(一財)千葉県剣道連盟

　（３）申込期日　　令和４年３月４日（金）期日厳守下さい。

２　審査料（全剣連及び県剣連納入分）

　　　六段-１１，０００円　　七段-１３，０００円　　八段-１８，０００円

３　その他

　（１）六・七段申込みは、京都・愛知の審査会別に申込書を作成のこと。

　　　　また、申込み後都合により受審場所の変更を希望する場合は、４月７日（木）午前中まで

に書面またはＦＡＸで県剣連事務局までご連絡下さい。【期日厳守下さい】

　（２）受審申込み後の取消しによる返金申請について、京都審査は４月１５日（金）午前中・愛知

審査は４月２５日（月）午前中までに書面またはＦＡＸで県剣連事務局までご連絡下さい。

　（３）旧姓・前段取得年月日等必要事項の記入に誤りがないようにご注意下さい。

　（４）六・七段受審については京都・愛知いずれか一方しか受審できません。

　（５）七段受審については、京都では例年の５月審査を４月に実施するため平成２８年５月愛知

審査会六段合格者は受審資格を認めることとする。

　（６）八段受審については、５／１～２の２日間で実施されるため、各自１日目・２日目のどちら

かの受審希望日【５／１・５／２】を選択して受審者名簿(様式１号－７)八段の欄に明記のこ

と。※申込後の１日目・２日目の変更は不可。

　（７）取りまとめ後、受審者名簿一覧を送付するので漏れ等がないか確認のこと。午前の部・午後

の部の受付年齢についてもお知らせが届き次第連絡。

　（８）各段とも日本剣道形審査に不合格になった者は、１年以内に１回のみ再受審できる。

（但し、日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない）

　（９）日本剣道形審査の木刀は、全剣連が準備する。

　（10）各審査会場とも駐車場が大変少ないので車での会場乗り入れを厳に慎むこと。

　（11）受審者は健康保険証を持参のこと。